

運 営 規 程

第1章 事業目的及び運営方針

第1条（趣旨）

この運営規程は、株式会社ケアサービス・まきの実の実の設置する介護保険法に基づく指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム神明町ガーデン）サービスを提供するにあたり、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」平成18年3月14日厚生省令第34号第5章認知症対応型共同生活介護に定める規定によるものほか、適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

事業所は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護『グループホーム広瀬ガーデン』（館山市広瀬368-1）のサテライト事業所として、本体事業所との密接な連携を確保するものとする。

第2条（事業の目的）

要支援2又は要介護であつて認知症のある方に対し、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とする。

第3条（運営の方針）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護サービス・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの従業者は、認知症対応型生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、介護計画）に基づいて、介護及び日常生活の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との連携を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 終末期に於いては、施設にて医師・配置看護師・訪問看護との連携により看取り介護を基本とする。
- 5 事業者は利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備をおこなうとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供するに当たっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前6項のほか、「館山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月22日条例第9号）、「館山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年3月22日条例第10号）

号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第4条(事業所の名称)

- 1 名 称 グループホーム神明町ガーデン
- 2 所在地 千葉県館山市北条 1173-6

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第5条(職員の職種、及び職務の内容)

1 管理者(常勤1名)

管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業員に対しても遵守すべき事項について指揮・命令を行う。

2 介護計画作成担当者(1名)

介護計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画の作成を行う。

3 介護職員(4名以上)

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

4 看護職員(1名以上)

看護職員は、ここのみクリニックを業務受託者とし、必要な連絡体制、人員、業務を行わせるものとする。

第3章 入居定員

第6条(定員)

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス定員 9名

第4章 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額

第7条(内容及び手続きの説明及び同意)

事業所はサービスの提供に際して、利用申込者又は利用者代理人に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用契約書)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

第8条(サービスの内容)

- 1 介護サービス
- 2 入浴
- 3 機能訓練
- 4 食事
- 5 相談援助(利用者及び利用者代理人への助言援助)
- 6 レクリエーション、利用者代理人との交流

第9条（介護計画）

- 1 介護計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並び家族等、一介護者の状況を十分に把握し、他の従業員との協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を個別に作成する。
- 2 介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又は利用者代理人に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 3 介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。
- 4 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。
- 5 介護計画の作成においても、常に介護計画の実施状況及び利用者の容態の変化等の把握を行い、必要時に応じて介護計画の変更を行う。

第10条（指定短期利用認知症対応型共同生活介護・指定介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護）

- 1 事業所は各共同生活介護住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、指定短期利用認知症対応型共同生活介護・指定介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 2 定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 利用はあらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が介護計画を作成することとし、当該介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 利用者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、利用者及び利用者代理人の同意を得て、指定短期利用認知症対応型共同生活介護・指定介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については利用者ではなく、指定介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

第11条（指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護利用料その他の費用）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）によるものとする。
- 3 前1項及び2項並びに家賃、水道光熱費、食費の基本料金については、別紙料金表1、別紙料金表2に定めるものとする。

- 4 保証金については入居時 200,000 円をお預かりし、最終の利用料等の精算が完了した後に、無利子で返還する。ただし、使用された居室・設備等に修繕が必要と認められた場合には、実費相当額を保証金より清算し残額を返還する。また、未払い家賃がある場合は、保証金から差し引いて家賃に充当することがある。
- 5 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 6 月の途中における入退居について日割り計算とする。
- 7 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に際し、あらかじめ利用者又は利用者代理人に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又は利用者代理人に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は利用者代理人等に対して交付する。

第 12 条（食事の提供時間）

- 1 朝 食 概ね午前 8 時から
- 2 昼 食 概ね午後 12 時から
- 3 夕 食 概ね午後 6 時から

第 5 章 入居にあたっての留意事項

第 13 条（連携）

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

第 14 条（外出・外泊）

利用者は外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより事業所に届け出るものとする。

第 15 条（損害賠償）

- 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、事業者の責任に帰すべき過失等により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第 16 条（衛生保持）

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じ

るとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第17条（禁止行為）

利用者は事業所で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、衛生安全を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与える、又はこれを持ち出すこと。

第18条（緊急時等における対応方法）

- 1 事業者はサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡をする等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する事業者のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者代理人に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

第19条（高齢者虐待防止）

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、以下の必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第20条（身体拘束）

- 1 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) この委員会は、「運営推進会議」を活用することで代えることが出来るものとする。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第 21 条（個人情報の保護）

- 1 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業者は業務上知り得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（第 22 条（秘密の保持）

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又は利用者代理人等の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、就業中及び退職後も、業務上知り得た利用者又は利用者代理人の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

第 23 条（地域との連携など）

- 1 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。
- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供に当たっては、利用者、利用者代理人等、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第 6 章 非常災害対策

第 24 条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 25 条（非常災害対策）

- 事業所は非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 通報、消火、非難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。
- 避難訓練の実施に当たって、地域住民との参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他運営に関する重要事項

第26条(研修)

事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する物を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

採用時研修	採用後適宜
継続研修	採用後適宜

第27条(苦情処理)

事業所は別紙重要事項説明書に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

第28条(協力医療機関)

協力医療機関は次のとおりとする。

- 医療機関名 ここのみクリニック
住 所 千葉県館山市北条 2549-14
診療科目 整形外科、内科、リハビリテーション科、発熱外来、認知症外来
- 医療機関名 社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター
住 所 千葉県館山市山本 1155
診療科目 内科、総合診療科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、膠原病・リウマチ内科、腎臓内科、腫瘍内科、脳神経内科、胸部精検、糖尿病、甲状腺内分泌内科、外科、整形外科、泌尿器科、乳腺外科、スポーツ整形、皮膚科、脳血管内治療科、婦人科、救急科、透析科、麻酔科
- 医療機関名 医療法人社団涉仁会 佐々木歯科・口腔顎顔面ケアクリニック
住 所 千葉県館山市下真倉 626 番地 1 号

(会計の区分)

第 29 条 サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

第 30 条 (その他)

- 1 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアサービス・まきの実と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 6 月 1 日改訂した。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日改訂した。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日改訂した。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日改訂した。

この規程は平成 27 年 5 月 1 日改訂した。

この規程は令和元年 10 月 1 日改訂した。

この規程は令和 4 年 8 月 1 日改訂した。

この規程は令和 4 年 10 月 1 日改訂した。

この規程は令和 6 年 8 月 1 日改訂した。

この規程は令和 7 年 3 月 1 日改訂した。